

## 「企業会計基準適用指針公開草案第3号

## 退職給付制度間の移行等に関する会計処理(案)」に対するコメント

2002年1月18日  
(社)日本電機工業会  
経理委員会

標記に関するコメントは、次のとおりであります。

## . 別紙に掲げられた論点

## 1. 確定拠出年金制度へ資産を移換する場合の特例措置の要否

(1) 公開草案は、確定拠出年金制度への移行の場合、資産の移換が確定した時点で、移行による損益影響額を一時に損益計上することを求めているが、次の(2)に記した理由により、損益影響を緩和する特例措置を合わせて認めるべきである。

その対象は、移行による退職給付債務の減少額と資産移換額との差額、及び移換前からの遅延処理項目(会計基準変更時差異、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異)とすべきである。

また、損益影響額の繰り延べ期間は、移行時点の従業員の平均残存勤務年数以内とし、一時金制度からの移行の場合は、移換資産の拠出期間以内とすることが望ましいとすべきである。

## (2) その理由

そもそも、今次の確定拠出年金法・確定給付企業年金法は、わが国の退職給付制度を大きく変革し新しい経済社会に適合するものとするため、産業界も強く働き掛けを行い成立をみたものである。公開草案は、遅延処理項目を含めて一時に損益計上することを求めているが、このうち会計基準変更時差異は、退職給付会計が実施されて間がないことから、費用処理が進んでいない企業が多い。また、遅延処理項目のうち、数理差異に関しては最近の証券市場等の影響により負の差異が大きく生じている状況である。これらの遅延処理項目を含めた、移行による損益影響額を一時に損益に計上することは大きな負担となり、新制度への移行そのものが困難となるケースが想定される。結論として制度移行をできるだけ無理なく行なえるようにする配慮が必要である。

## 2. 減額の会計処理

(1) 別紙に記載されている取扱い案のうち[1]を選択的に容認することには、反対しない。

併せて、「大幅」「著しい」について大量退職(23項)同様に、例えば30%といった数値の目安を規定すべきである。

## (2) その理由

大幅な減額によって生じる退職給付債務の減少部分を負の過去勤務債務として取扱うことを原則とすることに賛同する。(24項)

また、別紙記載の取扱い案[1]の通り、退職給付債務の減少部分に加え、減額部分に対応する遅延処理項目(会計基準変更時差異、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異)を併せて当期の損益として認識する方法を選択的に容認することにより、企業の実力に応じた会計処理が可能となる。

公開草案第24項の規定のみでは、負の過去勤務債務の費用処理額(益)が、減額時の損益計算書上、大きく突出する一方、負担となるべき遅延処理項目を翌期以降に繰り越さざるを得ないケースには対処できない。

なお、別紙記載の取扱い案[2]は、将来勤務に係る部分の減額改訂を格別に捉えて会計処理することを提案しているが、案[2]は、32項に記載された理由等により採用すべきではない。

## ・その他の論点

### 1．税法との関連

(1) 公開草案の会計処理、あるいは新規に織り込まれる会計処理が、原則として税務上もそのまま容認されるよう当局との調整を行なう必要がある。

### (2) 具体的要望

一時金制度からの確定拠出年金制度への移行の場合で、本コメントどおり、損益影響額の繰り延べを行なうケース（移行時点の従業員の平均残存勤務年数以内、一時金制度からの移行の場合は、移換資産の拠出期間以内とすることを推奨）は、繰り延べ期間に合わせて損金計上を行なう。対応する退職給与引当金残高を同期間に亘り取り崩す。

一時金制度からの確定拠出年金制度への移行の場合で、公開草案設例 A - 2 の通り、移換額確定時点の損益一括計上を行なうケースは、税務上も移換額全額を一括損金計上を行なう。対応する退職給与引当金残高を取り崩す。

設例 A - 2 において、移換額の未払額を、未払金として計上することになっているが、税務上、退職給与引当金の目的外取り崩しとして取り扱わない。

### 2．会計処理 遅延処理項目の費用処理年数の変更について

（発生時の平均残存勤務年数以内の「一定の年数」をもって会計方針としている場合）

会計制度委員会報告第 13 号、29 項は、「一定の年数」を個々の制度ごとに定め、その継続適用を義務づけているが、本公開草案の対象となる退職給付制度間の移行や退職給付制度改訂等により平均残存勤務年数が変化したことに伴い「一定の年数」を変更する場合は、合理的な変更理由に該当することを明示すべきである。

以上